



栃木県公報

平成27年
11月25日(水)
号外
第73号

目次

告示

- 知事指定薬物の指定..... 1
- 道路の供用開始..... 1

告示

栃木県告示第544号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年11月25日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-（2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル）-N-メチルプロパン-2-アミン（通称名5-MAPDB）及びその塩類
- (2) [1-（4-フルオロベンジル）-1H-インドール-3-イル]（ナフトレン-1-イル）メタノン（通称名FUB-JWH-018）及びその塩類
- (3) N-（4-フルオロフェニル）-N-[1-（2-フェネチル）ペリジジン-4-イル]ブタナミド（通称名p-fluorobutyrylfentanyl）及びその塩類
- (4) N-（1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-（2-フルオロベンジル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名AB-FUBINACA 2-fluorobenzyl isomer）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成27年11月26日

（薬務課）

栃木県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年11月25日から同年12月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年11月25日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	鹿沼市磯町字中原70番36地先から 鹿沼市亀和田町字高橋754番11地先まで	平成27年11月25日
3	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	鹿沼市亀和田町字前畑170番5地先から 鹿沼市亀和田町字高橋754番20地先まで	平成27年11月25日

（道路保全課）